いわき市農業委員会第32回農地部会議事録

１　開催日時

平成30年２月19日（月）14時50分から15時40分

２　開催場所

東分庁舎　５階　会議室

３　出席者（20人）

⑴　いわき市農業委員会農地部会（14人）

部会長　　　　　　　７番　蛭田　元起

部会長職務代理者　９番　髙木　眞一

委員

１番	鈴木　克巳		６番	荒川　光弘		13番	草野　庄一
２番	木村　茂		８番	佐藤　好弘		14番	佐川　良平
３番	大竹　公治					15番	草野　久仁昭
４番	長瀬　紘		11番	小野　勝彦			
５番	飯高　敬一		12番	鈴木　ヒデ子			

⑵　事務局（６人）

黒川　政彦　事務局長

林　克伊　　主任主査兼農地調整係長

近藤　一也　農地調整係 主査

宇佐見　剛　農地調整係 事務主任

石島　大輔　農地調整係 事務主任

西山　諒　　農地調整係 事務主任

４　欠席者（１人）

10番　青木　泰榮

5　会議の概要

農地部会長 （以下、議長）	それでは、只今から第32回農地部会を開催いたします。 本日の通告欠席者は、10番　青木泰榮委員の１名であります。只今15名中、14名が出席しておりますので、本日の部会は「成立」しておりますことをご報告いたします。 次に、議事録署名人の選任でございますが、署名人２名を議長指名することに、ご異議ありませんか。
	（異議なしの声）
議　　長	ご異議がないようですので、指名いたします。 ５番　飯高敬一委員、６番　荒川光弘委員にお願いいいたします。 それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、又前月開催されました農政振興部会の報告を事務局から説明お願いします。
林係長	取下げ、訂正、追案等について説明いたします。 取下げ、訂正、追案等はございません。 又、農政振興部会については、前月は開催実績がございませんので報告についても、ございません。 以上です。
議　　長	それでは議事に入ります。 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。 今回、事務局にも精査させましたが、該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際申し出てください。 それでは、「議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。
林係長	（議案書朗読） 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
宇佐見主任	議案書３ページをお開きください。 議案第１号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について

	説明いたします。 １番、申請地、平、地目はすべて田、合計面積は1,419㎡でございます。 権利移動事由は、売買による所有権の移転でございます。 外９件、10番までは売買による所有権の移転でございます。 続きまして、11番、申請地、平、地目は畑、面積は72㎡でございます。 権利移動事由は、交換による所有権の移転でございます。 外１件、12番までは交換による所有権の移転でございます。 続きまして、13番、申請地、平、地目は田及び畑、面積は田が4,098㎡、畑が1,370㎡でございます。 権利移動事由は、生前一括贈与による所有権の移転でございます。 今月の３条申請面積は、田19,424㎡、畑2,022㎡、合計21,446㎡です。 番号１番から13番までについては、３条許可ができない場合を示した農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 説明は、以上です。
議　　長	只今、事務局より、議案第１号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。 まず、平１区、お願いいたします。
２番木村委員	番号１、２、３番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議　　長	続いて、小名浜・常磐地区、お願いいたします。
14番佐川委員	番号４番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議　　長	続いて、勿来地区、お願いいたします。
１番鈴木委員	番号５、６番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。

議　　長	続いて、遠野・田人地区、お願いいたします。
６番荒川委員	番号７、８番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議　　長	続いて、小川・川前地区、お願いいたします。
13番草野委員	番号９、10番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議　　長	続いて、事務局より、お願いいたします。
宇佐見主任	番号11、12、13番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議　　長	只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。
５番飯高委員	番号４番の売買について、もう少し詳しく説明願います。
宇佐見主任	番号４番につきまして、譲渡人の経営する農地は、ほぼ全て賃貸借となっておりますが、田および畑の一部が自己所有となっており、今回、自己所有農地を処分することを目的に、３条申請をされています。
林係長	補足としまして、自己所有農地は、譲渡人が所有する農業用ハウスに係らない部分となっております。
14番佐川委員	13番の生前一括贈与について、相続する場合とどちらが税制上有利となるのでしょうか。
林係長	個人の資産要件により判断は分かれますが、税金関係については、一概にどちらが有利かということは判断が難しいため、一般的な税制面の話であれば、お調べいたします。

議　　長　その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

（意見なしの声）

議　　長　ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。
議案第１号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　　長　ご異議なしと認め、「議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について」原案のとおり可決いたします。
次に、「議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

林係長　（議案書朗読）
詳細につきましては、担当者が説明いたします。

石島主任　それでは、農地法第４条第１項許可の案件につきまして説明いたします。
お手元に配布しております位置図と意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いします。
番号１番、申請地は遠野町、登記地目は畑、転用面積は 223 ㎡です。
転用目的につきましては、進入路です。
事業実施の確実性につきましては、近隣住民からの苦情により、今まで使用していた自宅への進入路が使えなくなりました。そのため、市道と自宅をつなぐ道が必要となり、自己所有の土地を整地し、進入路として使用する案件であることから事業実施は確実です。
番号２番、申請地は久之浜町、登記地目は田及び畑、転用面積は 128.15 ㎡です。
転用目的につきましては、農道です。
事業実施の確実性につきましては、当該地区は防災集団移転の跡地であり、防災集団移転跡地活用事業として企業に貸し出しする予定です。貸し出し先の企業が農地としての活用を希望しているため、事前に農道及び農地の整備を行いたいという案件であり、事業実施は確実です。
番号３番、申請地は久之浜町、登記地目は田及び畑、転用面積は

784.24 ㎡です。
転用目的につきましては、農道です。
事業実施の確実性につきましては、当該地区は防災集団移転の跡地であり、防災集団移転跡地活用事業として企業に貸し出しする予定です。貸し出し先の企業がケナフの栽培地としての活用を希望しているため、事前に農道及び農地の整備を行いたいという案件であり、事業実施は確実です。
以上３件、面積の合計は、田 384.06 ㎡、畑 751.33 ㎡となりまして、合計は 1135.39 ㎡となります。説明は以上です。

議　　長　只今、事務局より、議案第２号について説明がありました。
ここで現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。
四倉・久之浜・大久地区、お願いいたします。

５番飯高委員　番号２、３番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。

議　　長　続いて、遠野・田人地区、お願いいたします。

６番荒川委員　番号１番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。

議　　長　只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

（意見なしの声）

議　　長　ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。
議案第２号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　　長　ご異議なしと認め、「議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について」原案のとおり可決いたします。
次に、「議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に

ついて」事務局より説明をお願いします。

林係長　（議案書朗読）

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

近藤主査　議案書９ページをお開きください。

それでは、農地法第５条第１項許可の案件につきまして説明いたします。

番号１番、申請地は、平、登記地目は田及び畑、転用面積は合計で2,315㎡です。

権利移動事由は、賃借権の設定、転用目的は、太陽光発電システムの設置です。

事業実施の確実性については、申請法人はいわき市内で水産加工食品業を営んでおりますが、東日本大震災による被害で、生産能力が低下したことに加え、風評被害で売り上げが減少しております。この問題を解決すべく、県の復旧整備事業の補助金を活用し、新分野事業として太陽光発電事業に参入することで、減少した売り上げを補てんし、経営を安定させていきたいという案件であり、事業実施は確実です。

番号２番、申請地は、四倉町、登記地目は田、転用面積は485㎡です。

権利移動事由は、贈与による所有権の移転、転用目的は、一般住宅（分家）敷地です。

事業実施の確実性については、申請人は現在、平地区の賃貸住宅に住んでおりますが、子供の成長に伴い、家が手狭になってきております。また、実家の両親も高齢となってきているため、実家の隣接地を譲り受け、分家住宅を建築し、両親の面倒をみながら生活していきたいという案件であり、事業実施は確実です。

番号３番、申請地は、久之浜町、登記地目は田、転用面積は1,084㎡です。

権利移動事由は、賃借権の設定、転用目的は、太陽光パネル設置です。

事業実施の確実性については、譲渡人は、高齢となっていることに加え、後継者不足に悩んでおり、農地の管理に苦慮しております。

その折、譲受人から太陽光発電のパネル敷地として利用したいとの話があり、休耕地の利活用として譲渡人も賛同したことから申請に至った案件であり、事業実施は確実です。

番号４番、５番は、常磐自動車道４車線化事業に伴う一時転用案

件になりますので、詳細の説明は省略させていただきます。
以上５件、面積の合計は、田 4,538 ㎡、畑 2,072 ㎡となりまして、合計は 6,610 ㎡となります。説明は以上です。

議　　長　只今、事務局より、議案第３号について説明がありました。
ここで現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。
まず、平２区、お願いいたします。

近藤主査　番号１番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。

議　　長　続いて、四倉・久之浜・大久地区、お願いいたします。

5番飯高委員　番号２番、３番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。

議　　長　続いて、事務局より、お願いいたします。

近藤主査　番号４番、５番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。

議　　長　只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

5番飯高委員　番号１番の案件について、申請地を転用することで農地の蚕食となり、周辺農地に影響を及ぼす恐れがあるのではないのでしょうか。

近藤主査　転用地周辺の農地に関しては、東日本大震災の津波被害により、耕作が困難な土壌となっていることから、農地としての活用がなされておりません。また、周辺農地の地権者から、当該農地への太陽光発電システムの設置について同意を得ておりますので、問題ないものと考えております。

議　　長　その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

（異議なしの声）

議　　長　　ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。
議案第３号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　　長　　ご異議なしと認め、「議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について」原案のとおり可決いたします。
次に、「報告第１号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について」事務局より説明を願います。

林係長　　（議案書朗読）
詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任　　議案書の 11 ページをお開き願います。
農地法第４条届出について、説明いたします。
番号１番、土地の所在地は金山町、登記地目は畑、面積は 967 ㎡、転用目的は共同住宅敷地、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工事着工年月日は平成 30 年２月１日、受理年月日は平成 30 年１月 22 日でございます。
外１件ございました。
転用面積は、田 1,984 ㎡、畑 967 ㎡、合計 2,951 ㎡でございます。
以上を事務局長が専決処分しましたので、報告いたします。

議　　長　　以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。
次に、「報告第２号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について」事務局より説明を願います。

林係長　　（議案書朗読）
詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任　　議案書の 13 ページをお開き願います。
農地法第５条届出について、説明いたします。
番号１番、土地の所在地は内郷、登記地目は畑、面積は 386 ㎡、転用目的は自己住宅敷地、都市計画法上の区分は第一種住居地域、

工事着工年月日は平成30年１月20日、受理年月日は平成30年１月５日でございます

外34件ございました。

転用面積は、田21,454㎡、畑10,025㎡、合計31,479㎡でございます。

以上を事務局長が専決処分しましたので、報告いたします。

議　　長

以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。

次に、「報告第３号　農地法第18条第６項の規定による通知について」事務局より説明を願います。

林係長

（議案書朗読）

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

宇佐見主任

議案書の22ページをお開き願います。

報告第３号　農地法第18条第６項の規定による通知について説明いたします。

１番、所在地は沼部町、現況地目はすべて田、合計面積は2,932㎡でございます。

土地の引渡し時期は平成30年１月16日でございます。

外４件、田が5,084㎡、畑が3,999㎡、雑種地が321㎡、合計面積は9,404㎡でございます。

以上、農地法第18条第６項の規定により合意解約の通知がありましたので報告いたします。

議　　長

以上、事務局説明のとおり、合意解約でありますので、ご承知願います。

次に、「報告第４号　引き続き農業経営を行っている旨の証明書について」事務局より説明を願います。

林係長

（議案書朗読）

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任

それでは、議案書の24ページをお開き願います。

引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、説明いたします。

１月中には４件の証明願があり、贈与税、相続税の納税猶予及び

不動産取得税の徴収猶予についての案件でありました。
　合計面積は、田25,870㎡、畑13,092㎡、合計38,962㎡になります。
　審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付いたしました。
　以上につきまして、事務局長が専決処分しましたので、ご報告いたします。
　以上です。

議　　長　　以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。
　次に、皆様から、その他について何かございませんか。

西山主任　　平成30年１月19日に開催された第31回農地部会における、「議案第７号　農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について」において、４番　長瀬紘委員より番号２番及び５番の借り手の詳細について質問があり、後日の回答とさせていただいたところですが、ご報告いたします。

議　　長　　それでは、本日の審議等は、全て終了いたしましたので、第32回農地部会は、これをもちまして閉会いたします。
　ご協力ありがとうございました。